

各手引の主な改定内容

改定した手引	主な改定内容
(1)産業廃棄物収集運搬業許可申請の手引 (積替保管施設なし) (2)産業廃棄物収集運搬業許可申請の手引 (積替保管施設あり) (3)産業廃棄物処理施設・(特別管理)産業廃棄物処理業許可申請の手引 (4)一般廃棄物処理施設設置許可申請の手引 (5)再生利用業指定申請の手引 (6)有害使用済機器の保管等に関する届出の手引 (7)二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例認定申請の手引 (8)自動車リサイクル法に基づく登録申請の手引 (引取業・フロン類回収業) (9)自動車リサイクル法に基づく許可申請の手引 (10)「排出事業者、工事発注者、工事受注者、土地所有者等の講ずべき措置」の手引	<申請・届出手続全般に関するもの> ○ 全手引に共通 → 押印に関する記載 (本文・様式) の廃止 ○ (1)～(11)に共通 → 松本市中核市移行に伴う記載 (申請届出先等) の変更 ○ (3)「産業廃棄物処理施設…の許可申請等に必要な手続」 → 破碎機の入替えは施設設置許可申請又は施設変更許可申請の対象であることを明記。 <事業計画協議、事前確認手続に関するもの> ○ (2)(5)「積替保管施設の設置に係る事業計画協議」(解説) / (3)(4)(5)「はじめに」 → 事業計画協議の可否について、管轄地域振興局に確認する旨追記。 ○ (2)(5)「事業計画協議手続のフロー」 (3)(9)「計画概要段階における手続のフロー」「計画詳細段階における手続のフロー」 → 条例で定められている期間 (公表縦覧期間、説明会周知期間、意見書提出期間など)、についての情報を追記 ○ (3)(9)「事業計画協議にあたっての留意点」 → 事業計画概要書の提出から事業計画概要説明会の開催までは最短でも約2か月を要する旨を追記 ○ (3)(4)「はじめに」「事業計画協議にあたっての留意点」 → 事前確認手続を行うタイミングは事業計画概要説明会終了後～事業計画書提出前が最適である旨追記 <添付書類に関するもの> ○ (1)(表1)(表2)「収集運搬施設の概要を示す書類」(表3)「収集運搬車両」 (2)(5)(表1)(表3)「収集運搬施設の概要を示す書類」(表4)「収集運搬車両」

改定した手引	主な改定内容
(11)建設工事に伴い生ずる産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の事業場外保管届出制度の手引 (12)長野県優良産廃処理業者認定制度の手引 (13)第一種フロン類充填回収業登録申請の手引 (14)廃棄物再生事業者登録の手引 (15)県外産業廃棄物の最終処分に係る事前協議の手引	→「○車検証のコピー」中の「操作担当者表」について、「各該当車両の運転操作担当者を示す任意様式の書類」との説明を追加 ○ (1) (表 1) ～ (表 3)「駐車場の概要を示す書類」 (2) (表 1) (表 3)「積替保管施設の概要を示す書類」「駐車場の概要を示す書類」 (3) 3－2「中間処分業・最終処分業に関する書類等」 (5) (表 1) (表 3)「積替保管施設の概要を示す書類」「駐車場の概要を示す書類」、「10 添付書類等」 → 不動産登記の登記事項証明書及び公図の写しについて、「申請者が所有権を有しない場合、駐車場を使用する権原を有することを証する書面（賃貸借契約書のコピー等）を併せて添付」とし、申請者が所有権を有しない場合も登記事項証明書及び公図の写しの添付が必要なことを明確化。 ○ (1) (表 3) ／(2) (表 4) ／(5) (表 4)「役員等の変更」 → 商業・法人登記の履歴事項全部証明書の添付が不要な場合に政令使用人を追記 ○ (3)「1－2－2」「3－1」「3－2」／(4)「1－2－2」 →「設計計算書」について、「処理能力計算書・物質収支計算書など、処理能力等を説明する書類」との説明を追加 ○ (3)(4)「申請・届出等にあたっての留意点」 → 使用前検査申請書についての記載を追加 ○ (3)「3－2」 → 「処理施設に関する書類」の内容について、※ 6 に説明を転記 ○ (12) 第 3 の 1 (1) イ (イ) →「国税、県税、市町村税、社会保険料及び労働保険料の納付を証する書類（様式第 4 号）」についての説明を※ 1 ～ 3 で追加 ○ (13) 第 1 の 1 (2) のオ → 充填・回収に立ち会う者が有する資格等の例を表 1 に整理 ＜様式に関するもの＞ ○ (1)(2) 申請書の記載例（様式 8、14、16） → 廃蛍光管についての記載を追加。 ○ (4) 「別紙 2 後見等の登記事項証明書について」 → 削除 ○ (9) 「事業計画書及び収支見積書（破碎業）」（様式 21）の「5. 保管の状況」に「圧縮（切断）自動車」についての欄を追加